

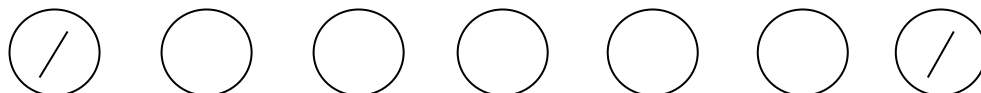
学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養して下さい。

また、他への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師に、下記の「学校感染症治癒通知書」を記入して頂いて、担任へ提出をお願いします。

学校感染症（例） 下記以外にも該当する場合がありますので、ご不明な場合はご連絡下さい。
インフルエンザ、麻しん、百日咳、風しん、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎 等

*インフルエンザの出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日。



発症日 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目に登校可

..... 切り取り線

【 学校感染症治癒通知書 】

F・B 年 組 氏 名 _____

病 名 _____

上記の病名で 月 日～ 月 日まで加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

広島翔洋高等学校長様

【担任記入欄】 出席簿に記入する期間を記入して下さい。

前日の早退等	登校した日
/	/ 校時から出席